

田川市第5次行政改革実施計画

～「経営の質」の向上に向けて～

平成24年6月
福岡県田川市

田川市第5次行政改革実施計画 ～「経営の質」の向上に向けて～ 【もくじ】

基本方針	大項目	中項目	掲載ページ
1 市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える ・古い役所の文化からの転換	1 問題解決	1 「仕事の質向上活動(QC活動)」の実施	1～2 ページ
	2 知識の共有	1 ナレッジ・バンクの構築	3～4 ページ
	3 目標管理制度	1 組織目標の設定 2 目標・指標の設定スキル向上	5 ページ 6 ページ
2 人材を適切にマネジメントする ・定員管理による削減だけではない ・臨時職員や嘱託職員、管理職手当や時間外手当も含める ・職員を適切に評価する人事制度の採用	1 組織機構	1 組織数の削減と職員相互の協力体制確立	7 ページ
		2 業務のアウトソーシング推進	8 ページ
		3 管理職のあり方	9～11 ページ
		4 級別定数の設定	12 ページ
		5 職員年齢構成の是正	13 ページ
	2 定員管理	1 業務量の積算に基づく人員配置の実施	14 ページ
		2 退職者の予防・復帰プログラムの導入	15 ページ
		3 職員採用制度の見直し	16～17 ページ
	3 人材育成	4 人件費総額のスリム化	18 ページ
		1 人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底	19～22 ページ
2 「地域担当職員」制度の導入		23 ページ	
3 事務事業を検証しながら選択と集中を行う ・必要性の低い事業を廃止する ・これから何を始めるかではなく、何をやめるかということを考える ・子や孫の世代が活躍する時代をイメージしながら、何をどうしていくべきかを考える	1 事務事業のあり方	3 OJTを徹底する仕組みの構築	24 ページ
		1 総合計画と個別計画の整合性の整理	25～26 ページ
		2 行政評価制度の明確化	27 ページ
		3 行政評価制度と市民満足度の連動	28 ページ
		4 多様な観点による議論の促進	29 ページ
		5 進捗管理と目標精度の向上	30 ページ
		6 予算削減ルールの設定	31 ページ
		7 予算反映手法の確立	32 ページ
		8 評価結果の迅速な実行	33 ページ
		9 外部チェック機関の設置	34 ページ
		10 人件費の「見える化」	35 ページ
2 公の施設のあり方	11 内部会議のスリム化	36 ページ	
	1 指定管理者制度の推進	37 ページ	
4 多額の財政負担を要する事業の検証と再構築 ・地方公営企業経営や一部事務組合等への財政負担のあり方を検証する	1 汚水処理基本構想	2 ファシリティマネジメント方針の策定と実行	38 ページ
		1 公共下水道整備の必要性検討	39～40 ページ
	2 田川地区清掃施設組合	1 新ごみ焼却場建設費用の抑制と市民理解度の向上	41～43 ページ
		2 職員の資質向上策の実施	44 ページ
	3 水道事業	1 計画的な施設等の更新および広域化の推進	45～46 ページ
	4 田川市立病院	1 基準外繰出の抑制	47 ページ
		2 目標管理の推進と適切な公表	48～49 ページ
		3 ネットワーク化の推進	50 ページ
		4 職員の資質向上と労働条件の整備	51～52 ページ
		5 経営改善推進委員会のあり方	53～55 ページ
6 原価計算の導入		56 ページ	
7 外部委員会設置による検証の実施		57 ページ	
5 「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する ・すべてを行政が担うのではなく、役割分担のあり方の見直しを図る	1 「新しい公共」時代におけるまちづくりのあり方	1 自治基本条例の必要性検討	58 ページ
	2 外部委託のあり方	1 外部委託の適正化推進	59～62 ページ
		2 市民協働促進策の検討	63 ページ
	3 補助金、負担金のあり方	1 外部機関による検証の実施	64 ページ
2 「サンセット方式」の導入		65 ページ	
6 上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	4 財政状況に係る情報公開	1 「分かりやすい」情報提供方法の追求	66 ページ
		1 財政健全化条例および計画等の策定	67～69 ページ
		2 予算編成方法の変更	70～71 ページ
6 基本方針数	17 大項目数	3 歳入増加策の強化	72～74 ページ
		49 中項目数	—

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	1	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(1) 業務上の無駄を削減するとともに成果の質向上を図ることを目的とした、「仕事の質向上活動(QC活動)」は、民間企業では一般的に行われている取組であり、本市で試行的に行われた活動において、かなりの効果も上がっている。したがって、これを「業務」と位置付け、活動が馴染む部分については、2年程度の期間を定め、全庁的に取り組むことで、多くの職員が日々の実践を通じて改善手法を身に付けるとともに、「標準化」を促進することで、仕事の質および職員の資質向上を図る。		
大項目	1	問題解決						
中項目	1	「仕事の質向上活動(QC活動)」の実施			目標期限等	平成26～27年度実施	担当課	行政改革推進室、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	26	「仕事の質向上活動(QC活動)」を	各職場が	半年程度をめやすに	実施する	特になし		
2	26	活動内容を	各職場が	活動終了後、1か月程度で	振り返りを行い、活動内容、成果を取りまとめる	特になし		
3	26	活動内容発表会(仮)の開催時期を	活動事務局(行政改革推進室)が	活動終了後、2か月以内に	調整し、各職場に通知する	特になし		
4	26	活動内容発表会(仮)を	活動事務局(行政改革推進室)が	活動終了後、3か月以内に	開催する	特になし		
5	26	活動に伴う成果を	総務課と活動事務局(行政改革推進室)が	2月末までに	取りまとめる	特になし		
6	26	翌年度の制度設計を	総務課と活動事務局(行政改革推進室)が	3月末までに	議論したうえで組み立て、決裁により決定した内容を活動事務局(行政改革推進室)が各職場に周知する	特になし		
7	27	「仕事の質向上活動(QC活動)」を	各職場が	半年程度をめやすに	実際に行う	特になし		
8	27	活動内容を	各職場が	活動終了後、1か月程度で	振り返りを行い、活動内容、成果を取りまとめる	特になし		
9	27	活動内容発表会(仮)の開催時期を	活動事務局(行政改革推進室)が	活動終了後、2か月以内に	調整し、各職場に通知する	特になし		
10	27	活動内容発表会(仮)を	活動事務局(行政改革推進室)が	活動終了後、3か月以内に	開催する	特になし		
11	27	活動に伴う成果を	総務課と活動事務局(行政改革推進室)が	2月末までに	取りまとめる	特になし		
12		以下空白						
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	2	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(2) 「仕事の質向上活動(QC活動)」に取り組む際は、この活動に馴染む業務の見極めをまず行い、活動を牽引する有志職員に対して「活動アドバイザー」の兼務辞令を発令する。また、活動の統括を行う「センター機能」として行政改革推進室内に「QC活動事務局」を設置する。		
大項目	1	問題解決						
中項目	1	「仕事の質向上活動(QC活動)」の実施			目標期限等	平成25年度末	担当課	行政改革推進室、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	基本的な制度設計や人材育成計画への反映方法等を	総務課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	議論し、基本的な合意を形成したうえで、点検・振り返り手法等も加味した実施計画等を作成する	特になし		
2	25	「活動アドバイザー」となる職員を	総務課が	平成25年4月末までに	募集し、不足している場合は、リストアップのうえ本人に打診する	1名/部以上確保	定期人事異動後対応	
3	25	活動事務局を	行政改革推進室が	平成25年5月末までに	基本決裁により設置する	特になし		
4	25	全事務事業を	行政改革推進室が	平成25年5月末までに	分析し、活動に馴染む業務であるかどうか判断したうえで「活動対象事業」をリストアップする	1事務事業/係以上確保		
5	25	活動アドバイザーを	総務課が	平成25年6月末までに	兼務辞令交付により確定する	1名/部以上確保	定期人事異動後対応	
6	25	基礎的なカイゼン手法研修を	行政改革推進室が	平成25年12月末までに	総合行政アドバイザーの協力のもと、活動アドバイザーに対して実施する	「やり方をほぼマスター」した方の割合100%		
7	25	活動を行う対象事業を	行政改革推進室が	平成25年12月末までに	活動アドバイザーと議論のうえ、リストアップした中から確定する	1事務事業/課以上確保		
8	25	対象事業、アドバイザー、活動期間、発表方法等を	行政改革推進室が	平成26年3月末までに	全課に周知し、平成26～27年度の実施に備える	特になし		
9		以下空白						
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	3	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(1) 知識・知見の伝承により、業務改善に繋げることや様々なトラブルを未然に防止することを目的とし、庁内LANの活用等のコストが掛からない方法の工夫を図り、業務スキル、庁内の講師や教材、成功事例や失敗事例等の情報をデータ化し「見える化」する取組である「ナレッジ・バンク」を構築する。		
大項目	2	知識の共有						
中項目	1	ナレッジ・バンクの構築			目標期限等	平成26年度末	担当課	行政改革推進室、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	25	ナレッジ・バンクの基本設計(掲載項目、セキュリティ面等)を	総務課と行政改革推進室が	平成25年9月末までに	議論し、ルール設定やIT環境面の整備を行う	特になし		
2	25	ナレッジ・バンクに係るルールやIT環境等を	行政改革推進室が	平成26年3月末までに	各課に周知したうえで、蓄積する知見、知識等の情報を収集したのち、運用を開始する	・データ蓄積量30件以上 ・活用事例10件/年以上		
3	26	ナレッジ・バンクに蓄積されたデータを	行政改革推進室が	平成26年9月末までに	要素別に整理し、また不具合等への対応を行ったうえで、蓄積する知見、知識等の情報を更に収集するとともに活用事例を把握する	・データ蓄積量40件以上		
4	26	ナレッジ・バンクのIT環境面を	総務課が	平成26年9月末までに	確認し、不具合があれば対応を行う	特になし		
5	26	ナレッジ・バンクに蓄積されたデータを	行政改革推進室が	平成27年3月末までに	要素別に整理し、また不具合等への対応を行ったうえで、蓄積する知見、知識等の情報を更に収集するとともに活用事例を把握する	・データ蓄積量50件以上 ・活用事例20件/年以上		
6	26	ナレッジ・バンクのIT環境面を	総務課が	平成27年3月末までに	確認し、不具合があれば対応を行う	特になし		
7		以下空白						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	4	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(2) 導入効果の向上を目的とし筑豊地域の各自治体へ呼びかけを行い、広域で「ナレッジ・バンク」を構築する。なお、内部情報の流出に配慮し、情報セキュリティ対策を十分に図る。		
大項目	2	知識の共有						
中項目	1	ナレッジ・バンクの構築			目標期限等	平成28年度末	担当課	行政改革推進室、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	27	広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載する本市分のデータを	行政改革推進室と総務課が	平成27年6月末までに	議論し、整理を行う	特になし		
2	27	広域ナレッジ・バンク(仮)の基本的なIT環境を	行政改革推進室と総務課が	平成27年12月末までに	近隣市町村への打診～内容協議を経て構築し、掲載データの収集について先方に依頼する	本市含めて3自治体以上で構成		
3	27	本市ナレッジ・バンクに掲載するデータを	行政改革推進室が	平成27年12月末までに	募集し、広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載するデータの整理を図るとともに本市ナレッジ・バンクの充実を図る	・データ蓄積量50件以上(本市ナレッジ・バンク) ・活用事例20件/年以上(本市ナレッジ・バンク)		
4	27	広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載する他自治体分のデータを	行政改革推進室と総務課が	平成28年3月末までに	一次集約し、先方と内容確認を行い、内容レベルの調整を図る	特になし		
5	28	広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載する他自治体分のデータを	行政改革推進室と総務課が	平成28年6月末までに	二次集約し、先方と内容確認を行い、内容レベルの調整を図ったうえで運用を開始する	本市含めて3自治体以上で構成		
6	28	広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載する本市分のデータを	行政改革推進室と総務課が	平成28年12月末までに	募集し、広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載するデータの整理を図ったうえで広域ナレッジ・バンク(仮)に掲載するとともに本市ナレッジ・バンクの充実を図る	特になし		
7		以下空白						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	5	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(1) 部署ごとの運営方針を毎年度策定し、進捗管理を行う。そして、実績と成果の評価および方針の継続的な改善を図ることにより、人材育成や業務改善の促進に繋げる。		
大項目	3	目標管理制度						
中項目	1	組織目標の設定			目標期限等	平成24年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	人事評価制度において組織目標まとめた目標体系表を	総務課が	平成24年7月末までに	取りまとめる	特になし		
2	24	人事評価における個人目標設定手法を	総務課が	平成24年7月末までに	研修を実施して精度を向上させる	特になし		
3	24	人事評価における期中面談を	総務課が	平成24年8月末までに	実施するよう各評価者へ周知する	特になし		
4	24	人事評価における業績評価を	総務課が	平成25年1月末までに	実施するよう各評価者へ周知する	特になし		
5	24	人事評価におけるフィードバック面談を	総務課が	平成25年2月末までに	実施するよう各評価者へ周知する	特になし		
6	24	人事評価における次年度に向けた職務分析と組織目標の設定を	総務課が	平成25年3月末までに	実施するよう各評価者へ周知する	特になし		
7								
8		以下空白						
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	6	基本方針	1	市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	小項目	(1) 第5次総合計画基本計画中の指標については、本来は成果指標とすべきである。しかし、本計画中には、実現が容易な指標、成果を測定するには妥当性を欠くと思われる目標値が散見される。こうした反省に基づき、目標・指標の設定に係る基礎的なスキルの向上を図る。	
大項目	3	目標管理制度					
中項目	2	目標・指標の設定スキル向上		目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	行政改革推進室、総合政策課、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	目標、指標設定方法研修会(仮称)の手法を	行政改革推進室、総合政策課、総務課が	平成24年12月末までに	総合計画基本計画、実施計画と行政評価の整合性を議論し、改善の方向性を見出す。	特になし	
2	24	目標、指標設定方法研修会(仮称)を	行政改革推進室、総合政策課、総務課が	平成25年3月末までに	開催する	特になし	
3	25~28	目標、指標設定方法研修会(仮称)を	行政改革推進室、総合政策課、総務課が	その年度の12月末までに	開催する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	7	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 現状においては、係ごとの人数が少なくなり過ぎているために、市民対応に柔軟性を欠く状況を招いている。よって、総合計画体系に合わせつつも課や係を再編し、各係に適正な人員を配置することで、職員相互の協力体制を構築し、市民サービスの向上を図る。		
大項目	1	組織機構						
中項目	1	組織数の削減と職員相互の協力体制確立			目標期限等	平成26年度末	担当課	行政改革推進室、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	各部署の業務別工数(業務時間数)の実績を	行政改革推進室が	平成24年11月末までに	行政評価結果を基に整理する	特になし		
2	24	各部署の時間外勤務時間、年休時間の実績を	総務課が	平成24年11月末までに	取得実績を基に整理する	特になし		
3	24	各所属長の意見具申及びヒアリングを	総務課が	平成24年12月末までに	実施する	特になし		
4	24	各部署の業務負荷と適正な人員数を	総務課と行政改革推進室が	平成25年2月末までに	工数、時間外実績、年休実績、本実施計画中の「通番14」等を基に整理する	特になし		
5	24	H25年度人事異動案を	総務課が	平成25年3月末までに	作成する	特になし		
6	25	各部署の業務別工数(業務時間数)の実績を	行政改革推進室が	平成25年11月末までに	行政評価結果を基に整理する	特になし		
7	25	各部署の時間外勤務時間、年休時間の実績を	総務課が	平成25年11月末までに	取得実績を基に整理する	特になし		
8	25	各所属長の意見具申及びヒアリングを	総務課が	平成25年12月末までに	実施する	特になし		
9	25	各部署の業務負荷と適正な人員数を	総務課と行政改革推進室が	平成26年2月末までに	工数、時間外実績、年休実績、本実施計画中の「通番14」等を基に整理する	特になし		
10	25	H26年度人事異動案を	総務課が	平成26年3月末までに	作成する	特になし		
11	26	各部署の業務別工数(業務時間数)の実績を	行政改革推進室が	平成26年11月末までに	行政評価結果を基に整理する	特になし		
12	26	各部署の時間外勤務時間、年休時間の実績を	総務課が	平成26年11月末までに	取得実績を基に整理する	特になし		
13	26	各所属長の意見具申及びヒアリングを	総務課が	平成26年12月末までに	実施する	特になし		
14	26	各部署の業務負荷と適正な人員数を踏まえた機構改革案を	総務課と行政改革推進室が	平成26年12月末までに	工数、時間外実績、年休実績、本実施計画中の「通番14」等を基に整理する	特になし		
15		以下空白						

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	8	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 業務そのものをマネジメントする機能は市役所内に残しつつも、時代の変化に合わせ、業務のアウトソーシング(外部委託)を全体的に推進し、民間活力を活用して、より効果的、効率的な行政サービスの提供を推進する。		
大項目	1	組織機構						
中項目	2	業務のアウトソーシング推進			目標期限等	平成25年度末	担当課	全課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	各部署の業務を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	ルーチンワーク(定常業務)とそれ以外に分類する	特になし		
2	24	他自治体における外部委託実施例を	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	調査する	特になし		
3	25	本市業務の外部委託実施計画案を	行政改革推進室が	平成25年6月末までに	対象各課と調整のうえ作成し、組織決定を図る	特になし		
4	25	外部委託に係る仕様書等を	外部委託を実施する課が	平成25年10月末までに	作成し、委託先を確定する	特になし		
5	25	外部委託に係る予算措置、協定締結等の条件整備を	外部委託を実施する課が	平成26年3月末までに	図り、翌年度以降の実施に備える	特になし		
6		以下空白						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	9	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 人事の透明性確保や職員としての総合的なスキルと知識を身に付けることを目的とし、「マネジメント能力」を重視した、「管理監督職資格試験」を実施する。		
大項目	1	組織機構						
中項目	3	管理職のあり方			目標期限等	平成28年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	25	管理監督職資格試験の他団体の事例を	総務課が	平成25年9月末までに	集約する	特になし	
2	26	本市人事制度の転換方策の一つとして複線型人事制度を	総務課が	平成27年3月末までに	制度設計する	特になし	
3	26	人事評価の結果の活用として予定している昇任への活用方法を	総務課が	平成27年3月末までに	現行の処遇反映方針に管理監督職資格試験を盛り込むか否か、人事評価制度委員会に諮り決定する	特になし	
4	27	これら諸制度を	総務課が	平成28年3月末までに	トータルシステムとして設計する。	特になし	
5	28	本市の人事制度として適した管理監督資格の仕組みを	総務課が	平成29年3月末までに	構築する	特になし	
6		以下空白					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	10	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(2) これまで、管理職の使命や役割分担が不明確であるために課題解決に繋がっていない状況が伺えることから、管理職が担う役割の明確化を図る。		
大項目	1	組織機構						
中項目	3	管理職のあり方			目標期限等	平成25年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	管理職の使命や役割を明確化した関係規程を	総務課が	平成25年3月末までに	制定及び改正する	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	11	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(3) 「計画能力、統率能力、部下育成能力、経営能力」等、管理職として必要なスキル向上を推進する。		
大項目	1	組織機構						
中項目	3	管理職のあり方			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	25	職制と能力段階に応じたトータル研修プログラムを	総務課が	平成25年3月末までに	策定する	特になし		
2	26~28	トータル研修プログラムに基づいた研修を	総務課が	平成26年度以降毎年度	実施する	特になし		
3		以下空白						
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	12	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 係長級以上が全職員の約半数も占めており、人件費の高騰を招いている状態を改善するため、責任の度合等に 応じた、職務の級ごとに職員数の枠を定める「級別定数制度」を導入する。		
大項目	1	組織機構						
中項目	4	級別定数の設定			目標期限等	平成24年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24			(平成24年4月1日実施済み)			
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	13	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 現在の年齢構成は非常にアンバランスであり、将来的に組織としての業務遂行が困難になる危険性が高くなる ことが明らかである。こうした認識をもとに、現状を計画的に是正する。		
大項目	1	組織機構						
中項目	5	職員年齢構成の是正			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~28	次年度の職員採用予定に基づ く採用試験について	総務課が	毎年度6月末までに	通番16の中途採用者枠も考慮しながら職員の年齢構成を踏まえて受 験資格(年齢要件)を設定する	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	14	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 本市の人員配置は、それまでの課、係の人数や仕事の流れから捉えたおおまかな「見込み」で行われている。この状況を改善するために、優れた民間企業の例に倣い、季節要因を加味した個人ごとの業務量の積算に基づく人員配置方法を導入したうえで実施する。		
大項目	2	定員管理						
中項目	1	業務量の積算に基づく人員配置の実施			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	行政改革推進室、総務課、全課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~25	各業務の季節要因および翌年度の人員配置数を	総務課と行政改革推進室が	その年度の12月末までに	行政評価結果を基にした調査を行い分析し、翌年度の人事異動案に反映する	特になし	
2	26	各業務の季節要因および翌年度の人員配置数を	総務課と行政改革推進室が	平成26年12月末までに	行政評価結果を基にした調査を行い分析し、翌年度の機構改革および人事異動案に反映する	特になし	
3	27~28	各業務の季節要因および翌年度の人員配置数を	総務課と行政改革推進室が	その年度の12月末までに	行政評価結果を基にした調査を行い分析し、翌年度の人事異動案に反映する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	15	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 心の不調等による休職者が増加している状況を踏まえ、休職者を減らすと共に休職者が円滑に復帰し、組織の一員として十分に活躍できるようにするために「予防・復帰プログラム」を導入する。		
大項目	2	定員管理						
中項目	2	休職者の予防・復帰プログラムの導入			目標期限等	平成25年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	心の不調等の予防策としてEAP(従業員援助プログラム)事業を	総務課が	平成24年6月末までに	導入する	特になし	
2	24	産業医を	総務課が	平成24年9月末までに	選任する	特になし	
3	24	衛生委員会を	総務課が	平成24年12月末までに	設置する	特になし	
4	25	休職者等を対象とした職場復帰プログラムを	総務課が	平成25年9月末までに	策定する	特になし	
5	25	休職者等を対象とした職場復帰プログラムの研修会を	総務課が	平成25年12月末までに	実施する	特になし	
6	25	休職者等を対象とした職場復帰プログラムを	総務課が	平成26年3月末までに	導入する	特になし	
7		以下空白					
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	16	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 現状の職員採用制度においては、公務員試験特有の選抜方法が障害となり、民間経験者の採用が進まず、自治体経営に民間の長所を取り入れることに繋がっていない。よって、民間経験者を対象とした、「中途採用者枠」を新たに設定し、採用試験を実施する。		
大項目	2	定員管理						
中項目	3	職員採用制度の見直し			目標期限等	平成26年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~26	次年度の職員採用予定に基づく採用試験について	総務課が	毎年度6月末までに	通番13の職員の年齢構成も考慮しながら、受験資格(経験者採用枠)を設定する	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	17	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(2) 本市は「隔年採用」を行っている。その弊害として、地元に住する貴重な公務員志望者の他所への流出や職員年齢構成のゆがみが生じている。この状況を改善するため「隔年採用」の見直しを図る。		
大項目	1	定員管理						
中項目	3	職員採用制度の見直し			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24～28	採用試験については	総務課が	毎年度6月末までに	通番13及び16も考慮しながら、定員管理計画に基づき採用試験実施の有無を決定する	特になし		
2								
3		以下空白						
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	18	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 市職員(再任用・臨時・嘱託職員を含む)の人員費について、平成22年度決算を基準とし、平成26年度決算に係る削減目標値(割合)を速やかに設定し、スリム化を図る。		
大項目	2	定員管理						
中項目	4	人員費総額のスリム化			目標期限等	平成26年度決算	担当課	全課、総務課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	臨時・嘱託職員を対象とした定員管理計画を	総務課が	平成24年9月末までに	策定する	特になし		
2	24	過去数年間における人員費の推移とその要因を	総務課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	分析し、社会的な要因を踏まえた仮説を基にした平成26年度末までのシミュレーションを作成する	・シミュレーション作成数:3つ以上		
3	25	平成26年度決算に係る削減目標値(割合)を	総務課と行政改革推進室が	平成25年9月末までに	新たに設置する外部委員会の意見を反映したうえで素案を作成し、組織決定を図る	特になし		
4	25	翌年度以降における削減のためのガイドライン(5ヵ年計画)を	総務課と行政改革推進室が	平成26年3月末までに	作成し、周知を図る	特になし		
5	26	平成25年度決算見込みを	総務課と行政改革推進室が	平成26年6月末までに	確認し、ガイドラインの見直しを図り、周知を行う	特になし		
6		以下空白						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	19	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 人材育成基本計画においては、未達成の部分が多く見られる。また、実際の運用状況や成果が容易に確認できない状態となっている。この状況を改善するために、取り組みの進捗管理を行いながら、人材育成基本計画そのもののPDCAを推進する。		
大項目	3	人材育成						
中項目	1	人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総務課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	現在の人材育成基本計画の取組内容を	総務課が	平成24年9月末までに	検証し、総括する	特になし	
2	24	新たな人材育成基本方針及び計画を	総務課が	平成24年12月末までに	策定し、組織決定を図る	特になし	
3	25~28	新たな人材育成基本方針及び計画の進行管理を	総務課と行政改革推進室が	その年度の3月末までに	検証し、次年度の計画へ反映する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	20	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(2) 人材育成基本計画は、管理職や担当職員だけではなく、一般職員に浸透しているかどうか、計画の成果を左右するポイントとなることから、職員への浸透活動を十分に図る。		
大項目	3	人材育成						
中項目	1	人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総務課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	新たな人材育成基本方針及び計画を	総務課が	平成24年12月末までに	各課に周知する	特になし	
2	24	新たな人材育成基本計画の説明会を	総務課が	平成25年3月末までに	全職員に対して実施する	特になし	
3	26~28	新たな人材育成基本方針及び計画の進捗状況を	総務課と行政改革推進室が	その年度の3月末までに	各課に周知する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	21	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(3)	人材育成上、高い効果が認められる「年単位の民間企業研修」に1～2名の規模で派遣する。	
大項目	3	人材育成						
中項目	1	人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底			目標期限等	平成25年度以降毎年度実施	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	受入企業を	総務課が	平成25年3月末までに	打診し選定する	特になし		
2	25～26	研修生を	総務課が	平成25年4月に	企業へ派遣する	1人		
3	26	受入企業を	総務課が	平成27年3月末までに	打診し選定する	特になし		
4	27～28	研修生を	総務課が	平成27年4月に	企業へ派遣する	1人		
5		以下空白						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	22	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(4) 民間企業研修に係るメリット、デメリットと「本市の業務にどう活かしているか」といった成果を検証し、研修で得られた情報・知識・スキルの共有化を市役所全体で行う。		
大項目	3	人材育成						
中項目	1	人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底			目標期限等	平成24年度末	担当課	総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	年単位の民間企業派遣研修の経験と本市での業務との関わりを	総務課が	平成25年3月末までに	取りまとめる	特になし	
2	25	取りまとめた情報を	総務課が	平成25年6月末までに	各部署へ情報提供する	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	23	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 人材育成上、他自治体で有効に機能している例のある、「地域担当職員」制度を導入する。これは、地域ごとに複数名の若手中堅職員を「地域担当職員」として兼任させ、その職員が担当地域への情報提供や地域づくりへの支援・調整活動を行い、地域住民と共に地域の課題を掘り起こし、その解決策の検討を行う制度である。		
大項目	3	人材育成						
中項目	2	「地域担当職員」制度の導入			目標期限等	平成26年度末	担当課	総務課、安全安心まちづくり課、生涯学習課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	他自治体の先進事例を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成24年12月末までに	調査、比較分類する。	特になし	
2	24	各課における地区(校区、地域)別担当業務の状況を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成24年12月末までに	調査し、一覧にまとめる。	特になし	
3	24	地域担当職員の業務・活動内容を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成25年4月末までに	内外調査結果を基に素案を作成する。	特になし	
4	25	必要人員を	総務課と安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成25年7月末までに	業務・活動内容を基に算出する。	1名/部×8校区目安	
5	25	地域担当職員制度実施計画を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成25年11月末までに	策定し、基本決裁により開始する。	H26モデル実施分 時間外手当等予算化	
6	26	地域担当職員候補者を	総務課と安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成26年5月末までに	募集し、不足している場合は、リストアップのうえ本人に打診する。	1名/部×8校区目安	
7	26	モデル校区を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成26年7月末までに	選定する	特になし	
8	26	地域担当職員制度を	安全安心まちづくり課と生涯学習課が	平成27年3月末までに	運用する	特になし	
9		以下空白					
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	24	基本方針	2	人材を適切にマネジメントする	小項目	(1) 「業務時間確保」の観点から、「QC活動等による標準化」や「ナレッジ・バンク等による『見える化』」が馴染まない部分の見極めを行い、そうした業務について、「OJT」の仕組みを構築し、スキルの伝承を図る。		
大項目	3	人材育成						
中項目	3	OJTを徹底する仕組みの構築			目標期限等	平成25年度末	担当課	総務課、行政改革推進室、全課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	OJTの仕組みを	総務課が	平成24年12月末までに	新たな人材育成基本方針及び計画に反映させる	特になし		
2	25	OJTの仕組みを	総務課と行政改革推進室が	平成25年8月末までに	議論し、ジョブコーチ役を担う職員、ジョブコーチから指導を受ける対象となる職員等の枠組みを定める	特になし		
3	25	ジョブコーチ育成のためのコーチング研修を	総務課と行政改革推進室が	平成25年12月末までに	講師を選任したうえで実施する	特になし		
4	25	OJT実施事務事業とその対象職員について	総務課と行政改革推進室が	平成26年3月末までに	選定し、周知を図る	特になし		
5		以下空白						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	25	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 社会経済情勢および財政状況の変化を勘案し、総合計画の見直しを柔軟に行う。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	1	総合計画と個別計画の整合性の整理			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	総合政策課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~26	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	その年度の8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし	
2	24~26	施策評価実施に伴い可視化された改善の方向性を	総合政策課が	その年度の1月末までに	第5次総合計画実施計画の毎年のローリング(見直し)に反映させる	特になし	
3	27	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	平成27年8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし	
4	27	施策評価実施に伴い可視化された改善の方向性を	総合政策課が	平成28年1月末までに	第5次総合計画基本計画および実施計画のローリング(見直し)に反映させる	特になし	
5	28	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	平成28年8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし	
6	28	施策評価実施に伴い可視化された改善の方向性を	総合政策課が	平成29年1月末までに	第5次総合計画実施計画の毎年のローリング(見直し)に反映させる	特になし	
7		以下空白					
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	26	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(2) 総合計画と個別計画との関係性の整理を図る。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	1	総合計画と個別計画の整合性の整理			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	全課、総合政策課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	総合計画以外の個別計画を	総合政策課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	集め、総合計画内容と矛盾する個別計画中の内容を整理したうえで、対象となった課に修正を依頼する	特になし	
2	24	総合計画内容と矛盾する個別計画中の内容を	矛盾する個別計画の所管課が	平成25年3月末までに	修正を図り、行政改革推進室に完了報告を行う	総合計画との矛盾0件	
3	25~28	新たに作成する個別計画を	個別計画を作成する課が	計画策定前に	総合政策課と事前に内容を調整したうえで策定する	総合計画との矛盾0件	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	27	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 行政評価制度の仕組みについて、評価から予算反映までの流れとそれぞれの段階の位置付けを明確化することで、PDCAサイクルの確立を図る。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	2	行政評価制度の明確化			目標期限等	平成24年度末	担当課	財政課、行政改革推進室、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	平成24年8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし	
2	24	予算反映までの仕組み、位置付け、PDCAサイクルを	財政課、行政改革推進室、総合政策課が	平成24年12月末までに	施策評価の実施結果を踏まえ議論を行い、ルール化、図解化等し、内外に周知する	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	28	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 「行政の透明性の確保と市民満足の最大化を目指す」といった、行政評価制度の実施目的達成のため、「市政モニター」や「市民への世論調査」等との連動を図る。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	3	行政評価制度と市民満足度の連動			目標期限等	平成26年度末	担当課	総合政策課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~26	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	その年度の8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし	
2	24~26	施策評価結果を	行政改革推進室が	その年度の9月末までに	市HP上で公開し、結果に対する意見を募集する	特になし	
3	24~26	施策評価結果に対する意見の募集結果を	行政改革推進室が	その年度の10月末までに	集約し、各課に周知する	特になし	
4	24~26	施策評価結果に対する意見の募集結果を	総合政策課が	翌年度の1月末までに	第5次総合計画実施計画の毎年のローリング(見直し)に反映させる	特になし	
5		以下空白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	29	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 平成22年度実績分の事務事業評価において、74%もの事業が翌年度以降の事業内容を「現行どおり」と判断している状態を改善するため、総合計画・行政評価所管課と各業務の所管課における議論を活発に行い、問題意識の醸成を図る。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	4	多様な観点による議論の促進			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	全課、総合政策課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	各課の事務事業評価内容を	各課、総合政策課、行政改革推進室が	平成24年6月までに	3者で確認し、「現行どおりとしたのは何故か」、「現行どおりと判断すべき基準とはどのようなレベルであるか」についての議論を行う	—		
2	25	各課の事務事業評価内容を	各課、総合政策課、行政改革推進室が	平成25年6月までに	3者で確認し、「現行どおりとしたのは何故か」、「現行どおりと判断すべき基準とはどのようなレベルであるか」についての議論を行う	「現行どおり」が74%以下		
3	26	各課の事務事業評価内容を	各課、総合政策課、行政改革推進室が	平成26年6月までに	3者で確認し、「現行どおりとしたのは何故か」、「現行どおりと判断すべき基準とはどのようなレベルであるか」についての議論を行う	「現行どおり」が70%以下		
4	27	各課の事務事業評価内容を	各課、総合政策課、行政改革推進室が	平成27年6月までに	3者で確認し、「現行どおりとしたのは何故か」、「現行どおりと判断すべき基準とはどのようなレベルであるか」についての議論を行う	「現行どおり」が65%以下		
5	28	各課の事務事業評価内容を	各課、総合政策課、行政改革推進室が	平成28年6月までに	3者で確認し、「現行どおりとしたのは何故か」、「現行どおりと判断すべき基準とはどのようなレベルであるか」についての議論を行う	「現行どおり」が60%以下		
6		以下空白						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	30	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 業務の進捗確認や進捗管理結果を受けての改善策の実行等について、「いつ、誰が行うか」という部分の仕組みを構築するとともに、「目標精度の向上、現状における課題の整理」を促進するためのツールとして、「グラフ」の活用を推進する。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	5	進捗管理と目標精度の向上			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	全課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	「業務の原単位、職員スキル」の見える化を	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	総合行政アドバイザーとの連携のもと、各課に浸透させる	特になし	
2	24	「役割」の定義、目標管理手法とグラフ等の促進ツールを	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	総合行政アドバイザーとの連携のもと、各課に浸透させる	特になし	
3	25~28	「業務の原単位、職員スキル」の見える化を	行政改革推進室が	その年度の3月末までに	(未確定:総合行政アドバイザーとの連携のもと、)各課に浸透させる	特になし	
4	25~28	「役割」の定義、目標管理手法とグラフ等の促進ツールを	行政改革推進室が	その年度の3月末までに	(未確定:総合行政アドバイザーとの連携のもと、)各課に浸透させる	特になし	
5		以下空白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	31	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 事務事業評価において、『現行どおり』の自己評価結果であっても、常に業務改善やコスト削減を行うことにより、一定程度の予算削減を図る』との予算反映ルールを導入する。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	6	予算削減ルールの設定			目標期限等	平成24年度末	担当課	財政課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	一律の削減率・実施期間・適用事業の範囲等の制度設計を	財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	議論し、素案を作成したうえで、「予算反映ルール」として組織決定を図る	特になし	
2	24	「予算反映ルール」を	財政課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	各課に周知し、翌年度以降の適用に備える	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	32	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 行政評価結果を受けての予算反映等については、「目標の達成」という点だけに固執せず、「取組の内容」や「指標の妥当性」の視点も加える等の工夫をする。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	7	予算反映手法の確立			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	財政課、行政改革推進室、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	平成24年8月末までに	実施し、指標・目標の整合性のチェックを行う	特になし	通番25の再掲
2	24	一律基準による予算削減を回避するルールを素案を	財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	作成し、「予算反映ルール」に加え、組織決定を図る	特になし	
3	24	施策評価実施に伴う指標・目標の改善の方向性を	総合政策課が	平成25年1月末までに	第5次総合計画実施計画の毎年のローリング(見直し)に反映させる	特になし	通番25の再掲
4	24	「予算反映ルール」を	財政課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	各課に周知し、翌年度以降の適用に備える	特になし	通番31の再掲
5		以下空白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	33	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 試行を含め、行政評価に取り組んで数年を経過していることから、予算への反映や重複事業の統廃合等を早急に行う。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	8	評価結果の迅速な実行			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	全課、財政課、行政改革推進室、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~28	各事務事業の目的、対象を	行政改革推進室が	その年度の7月末までに	行政評価結果を基に整理し、重複状況をチェックする	特になし	
2	24~28	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	その年度の8月末までに	実施し、各事務事業の目的、対象の重複状況を把握したうえで評価を行う	特になし	
3	24~28	施策評価を含めた外部評価結果を	行政改革推進室が	その年度の10月末までに	踏まえたうえで、行政改革推進本部会議を開催し、予算への反映方針等を示す	特になし	
4	24~28	行政改革推進本部会議の決定内容を	総合政策課が	その年度の1月末までに	第5次総合計画実施計画の毎年のローリング(見直し)に反映させる	特になし	通番25の再掲
5	24~28	行政改革推進本部会議の決定内容を	各課と財政課が	その年度の1月末までに	踏まえ、予算調整に反映する	特になし	
6		以下空白					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	34	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 施策全体の整合性を図るため、総合計画、行政評価、行政改革および人事評価も加えた全体を毎年度チェックする、包括的な外部チェック機関を設置する。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	9	外部チェック機関の設置			目標期限等	平成24年度中に設置のうえ実施	担当課	総合政策課、総務課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	外部チェック機関の役割、機能等の素案を	総合政策課と行政改革推進室が	平成24年4月末までに	議論したうえで固める	特になし		
2	24	外部チェック機関設置に係る議会上程案を	総務課と行政改革推進室が	平成24年5月末までに	作成したうえで6月議会に上程する	特になし		
3	24	外部チェック機関を	行政改革推進室が	平成24年7月末までに	立ち上げるための会議を開催し、委嘱状交付、委員長の決定や年間スケジュールの確認等を行う	特になし		
4	24	外部チェック機関による外部評価(行政評価)を	行政改革推進室が	平成24年9月末までに	開催する	特になし		
5	24	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認会議を	行政改革推進室が	平成24年10月末までに	開催する	特になし		
6	24	施策評価を含めた外部評価結果を	行政改革推進室が	平成24年10月末までに	踏まえたうえで、行政改革推進本部会議を開催し、予算への反映方針等を示す	特になし	通番33の再掲	
7	24	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認結果を	行政改革推進室が	平成24年11月末までに	各課に周知し、実施計画の見直しに反映する	特になし		
8	25~28	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認会議を	行政改革推進室が	その年度の5月末までに	開催する	特になし		
9	25~28	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認結果を	行政改革推進室が	その年度の6月末までに	各課に周知し、実施計画の見直しに反映する	特になし		
10	25~28	外部チェック機関による外部評価(行政評価)を	行政改革推進室が	その年度の9月末までに	開催する	特になし		
11	25~28	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認会議を	行政改革推進室が	その年度の10月末までに	開催する	特になし		
12	25~28	施策評価を含めた外部評価結果を	行政改革推進室が	その年度の10月末までに	踏まえたうえで、行政改革推進本部会議を開催し、予算への反映方針等を示す	特になし	通番33の再掲	
13	25~28	外部チェック機関による第5次行革の進捗確認結果を	行政改革推進室が	その年度の11月末までに	各課に周知し、実施計画の見直しに反映する	特になし		
14		以下空白						
15		以下空白						

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	35	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 現状においては、所管課が自課の人員費を把握していないため、無意識のうちに予算が増大する可能性が高い。よって、人員費管理業務の各所管課への移管、もしくは所管課を対象とした人員費の「見える化」等の改善を図る。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	10	人員費の「見える化」			目標期限等	平成25年度末	担当課	総務課、財政課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	人員費の「見える化」の手法を	総務課と財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	議論し、実施のための環境整備を図る	特になし	
2	24	人員費の「見える化」を	総務課と財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	各課に周知し、翌年度以降の開始に備える	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	36	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 内部会議については、出席者数を厳選するとともに、同じ職員がメンバーで構成されている複数会議の統合や結論の先送りを避けるための工夫を図ることで、業務時間の有効活用に繋げる。		
大項目	1	事務事業のあり方						
中項目	11	内部会議のスリム化			目標期限等	平成24年度末	担当課	行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	既存の「庁内会議のあり方に関する指針」を	行政改革推進室が	平成24年9月末までに	検証し、見直しを図る	特になし	
2	24	見直しを図った「庁内会議のあり方に関する指針」を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	各課に周知する(以降、定期的に周知する)	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	37	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 図書館、美術館、博物館といった文化施設等についても、他の自治体では指定管理者制度の導入が図られていることから、導入に係る検討を進める。		
大項目	2	公の施設のあり方						
中項目	1	指定管理者制度の推進			目標期限等	平成26年度末	担当課	施設所管課、行政改革推進室、文化課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	他市における指定管理者制度導入施設の例を	行政改革推進室が	平成24年9月末までに	調査し、導入が可能と思われる本市の施設をリストアップする	特になし	
2	24	文化施設に係る導入効果シミュレーションを	文化課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	行い、導入可能な手法や仕様書の例、指定管理の実施が可能な事業者の事業形態等について研究する	特になし	
3	25	(文化施設以外の)導入候補施設の導入シミュレーションを	施設所管課と行政改革推進室が	平成25年9月末までに	行い、導入可能な手法や仕様書の例、指定管理の実施が可能な事業者の事業形態等について研究する	特になし	
4	25	文化施設およびそれ以外の導入候補施設の事業者を	施設所管課と文化課と行政改革推進室が	平成26年3月末までに	探索および調査し、実施例(仕様書)等についての知識を得、考察をまとめたうえで組織決定を図る	特になし	
5	26	文化施設およびそれ以外の導入候補施設の設置条例を	施設所管課と文化課と行政改革推進室が	平成27年3月末までに	改正し、事業者を公募したうえで確定し、議決を経て翼年度以降の指定管理者制度導入に備える	特になし	
6		以下空白					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	38	基本方針	3	事務事業を検証しながら選択と集中を行う	小項目	(1) 本市施設については、今後、膨大な維持管理経費や建替え費用が見込まれることから、施設の維持管理、選択と集中、市民協働を絡めた施設の長寿命化、受益者負担額の将来像等についての「ファシリティマネジメント(施設等に関する維持管理等)に係る基本方針」を策定のうえ実行する。		
大項目	2	公の施設のあり方						
中項目	2	ファシリティマネジメント方針の策定と実行			目標期限等	平成25年度末	担当課	施設所管課、財政課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	今後における施設の維持管理、更新等に資する費用を	財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	シミュレーションし、各年度の支出上限額を定めるとともに使用料および利用料の見直しに係るシミュレーションも併せて行う	特になし	
2	24	シミュレーションを	財政課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	基に、各施設の耐用年数を踏まえ、今後の維持補修のあり方について各施設所管課との協議を行う	特になし	
3	25	シミュレーションおよび各施設所管課との協議結果を	財政課と行政改革推進室が	平成25年12月末までに	踏まえ、各施設の建替え予定を勘案し、ファシリティマネジメント方針案を作成のうえ、組織決定を図り、実行に備える	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	39	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1)	利用者の意向、要望等を踏まえたうえで、外部チェック機関において本事業の検証を行う。		
大項目	1	汚水処理基本構想							
中項目	1	公共下水道整備の必要性検討			目標期限等	着工前		担当課	行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	着工前	所管課による住民説明会の結果を	行政改革推進室が	着工前までに	踏まえ、アンケートの内容、項目数、調査数等を定めて住民アンケートの実施準備を行う	特になし	
2	着工前	住民アンケートを	行政改革推進室が	着工前までに	実施し、集計結果を外部機関にて検証する	特になし	
3	着工前	外部機関における検証結果を	行政改革推進室が	着工前までに	所管課に提供する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	40	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2) 本事業を実施する場合においても、検証を行いながら少しずつ取り組む。また、さらにコストが低い方法を考えながら推進する。		
大項目	1	汚水処理基本構想						
中項目	1	公共下水道整備の必要性検討			目標期限等	着工後	担当課	下水道推進課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1		汚水処理基本構想、下水道全体計画を	下水道推進課が	着工から5年以内に	経済性、効率性の観点から計画の検証及び見直しを行う	特になし	事業着工年度が未確定のため実施年度欄は空欄としている
2		新たな下水道整備手法を	下水道推進課が	着工から5年以内に	低コストでの事業実施・施工を実現するため、改良型伏越しや管渠の露出配管等、新しい下水道整備手法の研究及び導入を図る	特になし	事業着工年度が未確定のため実施年度欄は空欄としている
3		老朽化した市営住宅等の大型浄化槽を	下水道推進課が	下水道接続までの間に	下水道事業の国費を活用した改築・更新事業を実施し、施設の適正な維持及び市負担額の軽減を図る	特になし	事業着工年度が未確定のため実施年度欄は空欄としている
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	41	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	1	ごみの減量化・資源化に係る各家庭や事業所等に対する普及啓発活動を推進し、市民の協力をより一層得ることで、ごみ搬出量の削減に繋げる。なお、生ごみに関しては、各家庭における生ごみ処理容器の導入や「水を搾ってから袋に入れる」等の普及啓発活動を一層推進する。	
大項目	2	田川地区清掃施設組合						
中項目	1	新ごみ処理場建設費用の抑制と市民理解度の向上			目標期限等	平成26年度末	担当課	環境対策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	ごみ減量化のため、コンポスターや生ごみ処理機等の購入助成を	環境対策課が	平成25年3月末までに	購入費の1/2助成するとともに設置基数拡大のため、広報及び啓発を行なう。	前年実績以上	継続して実施する事業	
2	24	資源ごみ(古紙等)を回収する団体に対し	環境対策課が	平成25年3月末までに	7円/kg(新聞紙、雑誌、段ボール)の助成金を交付する。	前年実績と同等	継続して実施する事業	
3	24	資源ごみ(古紙等)の回収ステーションを	環境対策課が	平成25年3月末までに	公共施設(清掃事務所等)に設置することを検討する。	特になし		
4	24	使用済小型家電回収を	環境対策課が	平成25年3月末までに	回収ボックスを設置して、資源化(レアメタル回収)を行なう。	リサイクル率前年比以上	モデル実施から本実施へ移行	
5	24	ペットボトル、その他プラスチックの分別収集を	環境対策課が	平成25年3月末までに	広報及び説明会等を実施して収集率の向上を図る。	リサイクル率前年比以上	継続して実施する事業	
6	24	生ごみの減量化、堆肥化の普及促進のため	環境対策課が	平成25年3月末までに	23年度に講習会を実施したが、これをステップアップして生ごみの堆肥化実践に取り組む。	可燃ごみ収集量前年比減		
7	25	現在のごみ分別収集の分類を	環境対策課、田川地区清掃施設組合が	平成26年3月末までに	6分類(可燃、不燃、かん・びん、ペット、プラ、大型)から、さらに拡大していく事を検討していく。	特になし	リサイクルセンター建設と関連有	
8	25	不法投棄の取り締り	環境対策課が	平成26年3月末までに	監視カメラによる監視及び警察と連携したパトロールを強化するとともに、地域と連携して監視していく。	特になし		
9	25	環境学習を	環境対策課が	平成26年3月末までに	教育機関において、ごみに関する環境副読本を配布するとともに、環境授業を定期的開催する	特になし		
10	25	ごみ減量化・資源化の住民啓発を	環境対策課が	平成26年3月末までに	広報紙及びホームページ等による定期的な啓発を行うとともに地域の会議等を通じて啓発を行う。	特になし		
11		以下空白						
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	42	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2) 新ごみ焼却場建設に係る具体的な計画策定にあたっては、様々な工夫を図ることでインシヤルコスト、ランニングコストを圧縮する。また、費用、環境、安全性等を検証し、処理施設容量を多めに取り、生ごみも合わせて処理する方が安く済むのであれば、現在予定されている生ごみ処理場は建設しないことも検討する。		
大項目	2	田川地区清掃施設組合						
中項目	1	新ごみ焼却場建設費用の抑制と市民理解度の向上			目標期限等	着工前	担当課	清掃施設組合、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	着工前	大綱内容を踏まえた先進事例を	行政改革推進室が	着工前までに	研究し、考察をまとめる	特になし	
2	着工前	大綱内容を踏まえた要望書を	行政改革推進室が	着工前までに	作成し、先進事例に係る考察とともに清掃施設組合に送付する	1回/年程度	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	43	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(3) 計画が確定し、実施に移す前段階において、地域住民に対して「総工費、費用負担の期間、1人当たり負担額」等をしっかりと示す。		
大項目	2	田川地区清掃施設組合						
中項目	1	新ごみ焼却場建設費用の抑制と市民理解度の向上			目標期限等	着工前	担当課	清掃施設組合、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	着工前	大綱内容を踏まえた要望書を	行政改革推進室が	着工前までに	作成し、清掃施設組合に送付する	1回/年程度	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	44	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1)	専門資格の取得、研修の実施や研修成果のフィードバック、業務改善等により、職員の資質向上を図る。		
大項目	2	田川地区清掃施設組合							
中項目	2	職員の資質向上策の実施			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施		担当課	清掃施設組合、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	職員の資質向上に資する方策、教材等を	行政改革推進室が	平成24年9月末までに	研究し、清掃施設組合に提供する	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	45	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 水道管大規模更新および水道施設更新にあたっては、今後の人口減少に応じ、適切かつ計画的に行うとともに施設の適切な統合等を図る。		
大項目	3	水道事業						
中項目	1	計画的な施設等の更新および広域化の推進			目標期限等	平成28年度末	担当課	水道課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	毎年度	老朽管改良更新	水道課	平成27年度	老朽管更新改良計画に従い実施する	改良距離16km		
2		以下空白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	46	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2)	将来的には、広域で水道事業に取り組む方向で検討を進める。		
大項目	3	水道事業							
中項目	1	計画的な施設等の更新および広域化の推進			目標期限等	平成28年度末	担当課	水道課	

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	毎年度	伊良原ダム完成	1市3町が	平成28年度	建設促進に係る、動向確認	ダム本体着工		
2		以下空白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	47	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 本市の財政状況および組織全体の行政改革の観点から、平成25年度以降において、市本体からの基準外繰出は行わない。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	1	基準外繰出の抑制			目標期限等	平成25～28年度	担当課	市立病院、財政課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	原価計算に基づく基準内繰出金の額および適用範囲を	市立病院、財政課が	平成24年12月末までに	市立病院が積み上げたデータをもとにルール化する	特になし	
2	24	ルールに基づく基準内繰出金の額を	市立病院、財政課が	平成25年1月末までに	25年度当初予算へ計上する	特になし	
3	24	基準外繰出に係る予算措置の状況を	行政改革推進室が	平成25年2月末までに	確認し、外部チェック機関への報告に備える	特になし	
4	25～28	ルールに基づく基準内繰出金の額を	市立病院、財政課が	毎年度の1月末までに	翌年度当初予算へ計上する	特になし	
5		以下空白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	48	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月)に定められている「経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率」に係る数値目標を速やかに設定し公表する。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	2	目標管理の推進と適切な公表			目標期限等	平成26年度末	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	26	「経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率」を	病院局が	27年3月までに	設定し、公表する	改革プランの中で設定	公立病院改革プランを中期事業計画に置き換える
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	49	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2) 中期事業計画の「重点思考」および「見える化」を行い、進捗状況を広く公表するとともに市民への働き掛けの強化を図る。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	2	目標管理の推進と適切な公表			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	実施済み	中期事業計画の概要を	病院局が	22年度から	市立病院のホームページで説明する	特になし	
2	実施済み	中期事業計画の達成状況を	病院局が	22年度から	市民公開講座で説明する	特になし	
3	実施済み	中期事業計画の達成状況等を	病院局が	22年度から	市広報紙で公表する	特になし	
4	実施済み	中期事業計画の各年度の実施状況を	病院局が	22年度から	病院年報で説明する	特になし	
5	24	中期事業計画の見える化を	病院局が	25年3月末までに	更に検討する	特になし	
6		以下空白					
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	50	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1)	田川保健医療圏内の公立病院および社会保険田川病院とのネットワーク化に係る協議を進める。		
大項目	4	田川市立病院							
中項目	3	ネットワーク化の推進			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施		担当課	健康福祉課、市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	田川地域の公立病院・社会保険田川病院・医師会に対し	健康福祉課保健センターが	平成24年12月	医療連携を目的とした会議体を立ち上げるため、そこで「何が出来るのか」、「協議事項」、「具体的施策」等の構想を練り上げ、関係機関への呼びかけを行なう。	必要文書の作成	
2	25	上記会議体を	健康福祉課保健センターが	平成25年4月	定期的に開催する。 日常的に医療機関間の情報交換を行なう。	田川地域の各医療機関における情報交換や協力体制が現在よりもスムーズに行なわれネットワークを深化させる	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	51	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1)	職員の接遇能力等の向上を図る。		
大項目	4	田川市立病院							
中項目	4	職員の資質向上と労働条件の整備			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施		担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	実施済み	接遇能力向上を	病院局が	22年度から実施中	接遇委員会の設置および接遇研修の実施により図る	アンケート調査による諸数値の向上	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	52	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2) 職員の職場環境の整備を十分に図る。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	4	職員の資質向上と労働条件の整備			目標期限等	平成24年度末	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	実施済み	職場環境の整備を	病院局が	22年度から	下記のとおり実施済み	特になし	
2				23年1月から	職場環境の調査を始める		
3				23年1月から	各部門の業務状況を聴取する		
4				23年1月から	各職場のスペースを検討する		
5				23年4月から	スペースの再配置を検討する		
6				23年8月から	病院局・3課体制と事務分掌を見直す		
7				24年1月から3月	各部門のスペースの配置換え、事務部門の病院局と3課のスペースを拡張する		
8	24	管理職による労務、業務管理のあり方を	病院局が	25年3月までに	見直す	特になし	
9		以下空白					
10							
11							
12							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	53	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 経営改善推進委員会については、構成メンバー、開催頻度の見直しを図り、チェック機能を担保する。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	5	経営改善推進委員会のあり方			目標期限等	平成26年度末	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	26	経営改善推進委員会の委員構成を	病院局が	27年3月までに	見直しする	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	54	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(2) 中期事業計画における「市民のため、市民とともに」の基本理念に基づき、経営改善推進委員会の外部委員に市民を加える等の改善を図る。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	5	経営改善推進委員会のあり方			目標期限等	平成26年度末	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	26	経営改善推進委員会に市民を	病院局が	27年3月までに	加える。	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	55	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(3) 同委員である公認会計士に、適宜、的確に必要な資料の提供を行い、アドバイスいただく。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	5	経営改善推進委員会のあり方			目標期限等	平成24年度末から毎年度実施	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	公認会計士に必要な資料を	病院局が	適宜	提供し、アドバイスをいただく	特になし	
2		以下空白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	56	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 診療科別等の原価計算システムを早急に導入する。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	6	原価計算の導入			目標期限等	平成24年度末	担当課	市立病院

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	診療科別等の原価計算システムを	病院局が	24年度中に	導入する	特になし	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	57	基本方針	4	多額の財政負担を要する事業の検証と再構築	小項目	(1) 外部委員により構成される組織を市役所内に設置し、市立病院への基準外繰出の成果、経営形態および事業自体のあり方を検証する。		
大項目	4	田川市立病院						
中項目	7	外部委員会設置による検証の実施			目標期限等	平成25年度末	担当課	行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	外部委員で構成する組織の役割、構成委員等を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	取りまとめ、組織決定を図る	特になし	
2	24	外部委員で構成する組織を	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	設置する	特になし	
3	25	基準外繰出の成果、経営形態および事業自体のあり方を	外部委員で構成する組織が	平成26年12月末までに	検証し、提言をまとめる	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	58	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) いわゆる自治基本条例の制定に関して、本市における自治の基本原則を定め、市民と市の協働によるまちづくりを進める観点から、条例化に対する市民の機運の状況等を十分勘案しつつ必要性等の検討を進める。		
大項目	1	「新しい公共」時代におけるまちづくりのあり方						
中項目	1	自治基本条例の必要性検討			目標期限等	平成28年度末	担当課	総合政策課、安全安心まちづくり課、総務課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	自治基本条例の策定経緯や策定方法等を	安全安心まちづくり課が	平成24年6月末までに	県内において既に策定した自治体に出向き、聞き取りを行う。	特になし	
2	24	市民条例等庁内検討委員会及び市民条例等庁内作業部会を	安全安心まちづくり課が	平成24年6月末までに	設置する。	特になし	
3	24~25	市民条例の必要性、行政としての論点整理及び住民参加による制定等を	安全安心まちづくり課と総合政策課と総務課が	平成25年9月末までに	市民条例等庁内作業部会においてたたき台を作成し、市民条例等庁内検討委員会において検討を図り、一定の結論を出す。	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	59	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) 「Activity Based Costing(アクティビティ・ベースド・コストイング:活動基準原価計算)」を導入し、業務ごとに詳細な原価計算を行い、外部委託額についての検証を行う。		
大項目	2	外部委託のあり方						
中項目	1	外部委託の適正化推進			目標期限等	平成26年度末	担当課	全課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24~26	活動基準原価計算を実施する対象部署を	行政改革推進室が	その年度の9月末までに	行政評価結果等を基に定め、対象となった所管課との協力のうえ実施し、事業者からの見積等のもと、外部委託について検証する		
2	24~26	外部委託について検証した結果を	外部委託実施所管課と行政改革推進室が	その年度の3月末までに	基に組織決定を図り、担当部署との協力のもと、外部委託に向けた準備を行う		
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	60	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(2)	それぞれの委託額が本当に適正なのか、そもそも必要なのか常にチェックし、是正する仕組みを構築する。		
大項目	2	外部委託のあり方							
中項目	1	外部委託の適正化推進			目標期限等	平成24年度中に設置のうえ実施		担当課	全課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	外部委託の必要性、費用の妥当性等をチェックするシートを	行政改革推進室が	平成24年9月末までに	作成し、予算要求書へ添付する等のルール化を図る	特になし	
2	24~28	ルールに沿った予算要求を	全課が	その年度の12月末までに	行う	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	61	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(3) 「ごみ収集業務」等、労務職を有する職場については、職員の安全性確保の観点も踏まえ、外部委託の第一歩を踏み出す。		
大項目	2	外部委託のあり方						
中項目	1	外部委託の適正化推進			目標期限等	平成26年度末	担当課	労務職を有する課、総務課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	労務職を有する課と総務課と行政改革推進室からなる検討委員会を	総務課と行政改革推進室が	平成25年3月末までに	設置する	特になし	
2	24	労務職が行っている業務の内容、人役数等を	検討委員会が	平成25年3月末までに	労務職を有する所管課の協力のもと、把握する	特になし	
3	24	今後に向けた方針案および実施計画案を	検討委員会が	平成25年3月末までに	作成するため、他市の実施状況を調査する	特になし	安全性の向上に特に配慮する
4	25	調査結果等をふまえ、方針案および実施計画案を	検討委員会が	平成26年2月末までに	職員組合との協議を経たうえで作成する	特になし	
5	25	作成した方針案および実施計画案を	総務課と行政改革推進室が	平成26年3月末までに	取りまとめの上、組織決定を図る	特になし	
6	26	組織決定した方針および実施計画を	労務職を有する課が	平成27年3月末までに	実施に向けた条件および環境の整備、委託先の確保を経て実施する	特になし	
7		以下空白					
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	62	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(4) コンサルタントへの委託業務については、費用が増大する傾向があり、職員のスキル向上に繋がっていない状況が伺えることから、委託内容の適正化を図る仕組みを構築する。		
大項目	2	外部委託のあり方						
中項目	1	外部委託の適正化推進			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	全課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	地域に潜在する外部委託先を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	各課の協力により取りまとめ、リスト化する	特になし	
2	24	コンサルタントに委託する業務内容の範囲を	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	見極め、地域の外部委託先リストと合わせたうえでガイドラインを作成し、各課に周知する	特になし	
3	25~28	運用状況に照らしてガイドラインの見直し等を	行政改革推進室が	その年度の3月末までに	図り、各課に周知する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	63	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) 市民や地域の団体等に、より公的な役割を担っていただき、第5次総合計画に掲げる「市民とともに歩むまち」になっていくためにも、委託の可能性についての協議や検討を推進する。		
大項目	2	外部委託のあり方						
中項目	2	市民協働促進策の検討			目標期限等	平成26年度末	担当課	安全安心まちづくり課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	各部署の業務を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	分析し、外部委託可能事業リストを作成する	特になし	通番8の再掲	
2	24	他自治体における外部委託実施例を	行政改革推進室が	平成25年3月末までに	調査する	特になし	通番8の再掲	
3	25	本市業務の外部委託実施計画案を	行政改革推進室が	平成25年9月末までに	各課と調整のうえ作成する	特になし	通番8の再掲	
4	25	市民や地域の団体等の委託可能性を	安全安心まちづくり課が	平成26年3月末までに	各団体等の意向を踏まえて判断し、外部委託可能事業リストを基に市民や地域の団体等への委託対象事業リストを作成する	特になし		
5	25	対象事業リストを	安全安心まちづくり課と行政改革推進室が	平成26年9月末までに	基に、市民や地域の団体等に対し、実施についての募集を行う	特になし		
6	26	応募があった事業の事業者を	安全安心まちづくり課と行政改革推進室が	平成27年3月末までに	確定し、翌年度以降の開始に向け、環境整備を図る	特になし		
7		以下空白						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	64	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) 外部有識者や市民を交え、事業目的、繰越金額、交付目的に照らし、補助金、負担金の額についての検証を行う仕組みを構築する。		
大項目	3	補助金、負担金のあり方						
中項目	1	外部機関による検証の実施			目標期限等	平成24年度中に設置のうえ実施	担当課	行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	外部有識者や市民により構成する組織を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	設置する	特になし	
2	24~28	各補助金、負担金に係る事業目的、繰越金額、交付目的を	行政改革推進室が	その年度の12月末までに	整理する	特になし	
3	24~28	整理した各補助金、負担金を	外部有識者や市民により構成する組織が	その年度の3月末までに	検証する	特になし	
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	65	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) 「サンセット方式」を導入し、「必要、必要はあるけれど何年以内にやめる、この際やめる」等についての評価を実施する。		
大項目	3	補助金、負担金のあり方						
中項目	2	「サンセット方式」の導入			目標期限等	平成24年度末	担当課	財政課、行政改革推進室

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	サンセット方式を	財政課と行政改革推進室が	平成24年12月末までに	研究し、その導入によるリスク面への対処法を含めて構築する	特になし	
2	24	外部有識者や市民により構成する組織を	行政改革推進室が	平成24年12月末までに	設置する	特になし	通番64の再掲
3	24~28	各補助金、負担金に係る事業目的、繰越金額、交付目的を	行政改革推進室が	その年度の12月末までに	整理する	特になし	通番64の再掲
4	24~28	整理した各補助金、負担金を	外部有識者や市民により構成する組織が	その年度の3月末までに	検証する	特になし	通番64の再掲
5		以下空白					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	66	基本方針	5	「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	小項目	(1) 市民が財政状況を正確に理解し、市役所の取組みに協力いただくため、「今後の方向性」を交えた、分かりやすい説明方法を追求する。		
大項目	4	財政状況に係る情報公開						
中項目	1	「分かりやすい」情報提供方法の追求			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	財政課、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	分かりやすい財政状況の公表をしている団体の事例を	財政課が	平成24年9月までに	調査し、それぞれ本市の公表方法に参考にできないか検討を行う。	特になし	
2	24	本市の財政状況の公表資料(広報・ホームページ記事等)を	財政課が	平成24年9月までに	分かりやすい財政状況の公表をしている団体の事例を参考に作成する。	特になし	
3		以下空白					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	67	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(1)	第5次総合計画の財政面を担保し、実行可能性を向上させることを目的とした「財政健全化条例」の策定に向けて検討する。	
大項目	1	財政健全化に向けた取組						
中項目	1	財政健全化条例および計画等の策定			目標期限等	平成28年度末	担当課	財政課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	策定済み団体の状況を	財政課が	平成24年12月までに	調査し、それぞれの特徴を分析する。	特になし		
2	25	策定済み団体における課題と実務を	財政課が	平成25年12月までに	確認するために、先進地視察を行う。	特になし		
3	26	策定済み団体の条例を本市に導入した場合の状況を	財政課が	平成26年9月までに	分析し、メリット、デメリットの洗い出しを行う。	特になし		
4	26	財政健全化条例を	市長が	平成27年3月までに	策定すべきか結論を見出す。	特になし		
5	27	財政健全化条例の素案を	財政課が	平成27年12月までに	作成する。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合	
6	28	財政健全化条例案を	市長が	平成29年3月までに	議会提案し、成立させる。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合	
7		以下空白						
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	68	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(2) 財政健全化条例に掲げる目的達成のため、3年から5年程度を推進期間とし、数値目標等を明記した「財政健全化計画」の策定に向けて検討する。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組						
中項目	1	財政健全化条例および計画等の策定			目標期限等	平成28年度末	担当課	財政課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	策定済み団体の状況を	財政課が	平成24年12月までに	調査し、それぞれの特徴を分析する。	特になし	
2	25	策定済み団体における課題と実務を	財政課が	平成25年12月までに	確認するために、先進地視察を行う。	特になし	
3	26	策定済み団体の条例を本市に導入した場合の状況を	財政課が	平成26年9月までに	分析し、メリット、デメリットの洗い出しを行う。	特になし	
4	26	財政健全化条例を	市長が	平成27年3月までに	策定すべきか結論を見出す。	特になし	
5	27	財政健全化計画の素案を	財政課が	平成27年12月までに	作成する。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合
6	28	財政健全化計画を	市長が	平成29年3月までに	議会報告する。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合
7		以下空白					
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	69	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(3) 「財政健全化条例および財政健全化計画」策定後、市民の皆様へ策定の趣旨等について分かりやすい説明を行い、理解と協力を得る。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組						
中項目	1	財政健全化条例および計画等の策定			目標期限等	平成28年度末	担当課	財政課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考
1	24	策定済み団体の公表状況を	財政課が	平成24年12月までに	調査する。	特になし	
2	27	財政健全化条例の素案と逐条解説を	財政課が	平成27年12月までに	作成し、パブリックコメントを求める。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合
3	28	財政健全化条例及び財政健全化計画を	財政課が	平成29年3月までに	広報、ホームページ等を活用して公表する。	特になし	策定すべきとの結論に達した場合
4		以下空白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	70	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(1) 総合計画経費を含めた全ての経費を対象とし、「枠配分による予算編成方式」に変更する。その際、予算削減額の一部を人材育成に充てる等のメリットシステム導入を視野に入れる。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組						
中項目	2	予算編成方法の変更			目標期限等	平成28年度当初予算より	担当課	財政課、行政改革推進室、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24~26	総合計画および行政評価の精度向上を	総合政策課と行政改革推進室が	その年度の3月末までに	目的⇄手段の整合性向上、予算と事務事業の一致化等により継続的に図る	特になし		
2	24~25	本市版「枠配分予算方式」の基本設計を	財政課と総合政策課と行政改革推進室が	平成25年9月末までに	配分する財源、配分対象事業の範囲、配分方法、メリットシステム等をふまえて構築し、試行案を作成したうえで組織決定を図る	特になし		
3	26	本市版「枠配分予算方式」の試行を	全課が	平成27年3月末までに	平成26年度予算において実施し、財政課、行政改革推進室、総合政策課が実施手法や結果等の検証を行う	特になし		
4	27	本市版「枠配分予算方式」の平成28年度実施計画(案)を	財政課と総合政策課と行政改革推進室が	平成27年9月末までに	検証結果をふまえて作成し、組織決定を図ったうえで、実施に向けての環境を構築する	特になし		
5		以下空白						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	71	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(2) 第5次総合計画における施策ごとに評価を行う「施策評価」を導入し、「枠配分による予算編成方式」と連動させる仕組みを構築する。	
大項目	1	財政健全化に向けた取組					
中項目	2	予算編成方法の変更		目標期限等	平成27年9月末	担当課	財政課、行政改革推進室、総合政策課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24~26	第5次総合計画実績を施策ごとに評価する「施策評価」を	行政改革推進室が	その年度の8月末までに	実施し、指標・目標の整合性や施策内の事務事業の必要性に係る優先順位付け等を行う	特になし		
2	24~25	本市版「枠配分予算方式」の基本設計を	財政課と総合政策課と行政改革推進室が	平成25年9月末までに	配分する財源、配分対象事業の範囲、配分方法、メリットシステム等をふまえて構築し、試行案を作成したうえで組織決定を図る	特になし		
3	26	本市版「枠配分予算方式」の試行を	全課が	平成27年3月末までに	平成26年度予算において実施し、財政課、行政改革推進室、総合政策課が実施手法や結果等の検証を行う	特になし		
4	27	本市版「枠配分予算方式」の平成28年度実施計画(案)を	財政課と総合政策課と行政改革推進室が	平成27年9月末までに	検証結果をふまえて作成し、組織決定を図ったうえで、実施に向けての環境を構築する	特になし		
5		以下空白						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	72	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	1	企業誘致活動の推進及び起業支援等により、企業立地およびそれに伴う雇用拡大による税収増を図る。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組							
中項目	3	歳入増加策の強化			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施		担当課	商工観光課、企業・雇用対策課、農政課

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24	企業誘致戦略プラン	企業・雇用対策課	平成24年度	策定	戦略プランでの目標値		
2	24~28	企業誘致活動	企業・雇用対策課	平成24年度以降毎年度	企業誘致戦略プランに基づき企業誘致活動を行う	〃		
3	24~28	農業関連企業の誘致	企業・雇用対策課・農政課	平成24年度以降毎年度	連携して進める	〃		
4	24	起業家支援策	企業雇用対策課	平成24年度	検討(家賃補助)	〃		
5	24~28	商店街空き店舗・セミナー等の情報	企業雇用対策課・商工観光課	平成24年度以降毎年度	起業家に提供	〃		
6		以下空白						
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	73	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(2)	売却可能財産の処分を推進する。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組							
中項目	3	歳入増加策の強化			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施		担当課	歳入確保対策本部

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24~25	売却可能な財産を	歳入確保対策本部が定めた所管課が	その年度の3月末までに	「歳入確保対策に向けた重点的取り組み(第2期改善プラン)」に基づき、積極的に処分する	特になし		
2	25	「歳入確保対策に向けた重点的取り組み」を	歳入確保対策本部が	平成26年3月末までに	平成25年度末の推進期間終了をふまえ、新たなプランを策定する	特になし		
3	26~28	新たなプランに基づく取組を	歳入確保対策本部が定めた所管課が	その年度の3月末までに	推進する	プランに定める場合はその成果		
4		以下空白						
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

田川市第5次行政改革実施計画

1. 大綱内容

通番	74	基本方針	6	上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	小項目	(3)	税の賦課徴収および受益者負担を適正に行う。		
大項目	1	財政健全化に向けた取組							
中項目	3	歳入増加策の強化			目標期限等	平成24年度以降毎年度実施	担当課	歳入確保対策本部	

2. 具体的取組内容

No	実施年度	何を	誰が	いつまでに	どのようにする	成果目標値等	備考	
1	24~25	税収の確保を	歳入確保対策本部における所管課が	その年度の3月末までに	「歳入確保対策に向けた重点的取組み(第2期改善プラン)」に基づき、着実に実施する	プランに定める成果		
2	25	「歳入確保対策に向けた重点的取組み」を	歳入確保対策本部が	平成26年3月末までに	平成25年度末の推進期間終了をふまえ、「課税客体の把握強化」「受益者負担の適正化」等を盛り込んだ新たなプランを策定する	特になし		
3	26~28	新たなプランに基づく取組を	歳入確保対策本部における所管課が	その年度の3月末までに	推進する	プランに定める場合はその成果		
4		以下空白						
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								